

## 訪問看護ステーションの大規模化等の補助金交付要領

制 定：令和 8 年 4 月 3 日 健介事第 1426 号（局長決裁）

横浜市施設開設経費助成特別対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事項の他、補助事業者のうち訪問看護ステーションへの補助要件等の詳細については、交付要綱第 21 条に基づき本交付要領により定めるものとする。

### 1 補助目的

緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護ステーションの常勤看護職員の増員やサテライト型事業所設置に係る経費を補助する。

### 2 補助対象者

横浜市から指定を受けている介護保険法第 8 条第 4 項に規定する「訪問看護」を行う事業所であり、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第 2 条第 1 項に規定する「指定訪問看護ステーション」であること。

ただし、以下の各号に該当する場合は補助対象外とする。

- (1) 休止又は廃止している場合
- (2) 過去 5 年以内に本補助金当該補助メニューの交付決定を受けている事業所
- (3) 事業所の財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められる場合
- (4) 事業所を運営する法人が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中である場合

### 3 補助金額

交付要綱第 5 条における上限額または補助対象経費のうち、いずれか少ない額を補助金額とする。

### 4 補助要件

補助メニュー及び補助要件は次のとおりとする。

なお、いずれのメニューも同時に申請することは差し支えないが、大規模化における補助対象は、本体事業所のみに係ることを留意すること。

#### (1) 大規模化

ア 常勤の看護職員（サテライト型事業所に勤務する者は除く）を 1 名以上増員し、増員後の事業所全体の看護職員の常勤換算で 5.0 人以上とすること。

イ 基準日時点で緊急時訪問看護加算 I 及び介護職員等処遇改善加算を取得すること。

#### (2) サテライト型事業所設置

ア 「指定訪問看護事業者の出張所（いわゆる「サテライト」）の取扱いについて（令和7年5月1日 健介事第115号）」で示す要件に適合したサテライト型事業所を設置すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/2henko/04.html>

イ サテライト型事業所の設置により、事業の実施地域を拡大すること。

ウ サテライト型事業所の看護職員の常勤換算で1.0人以上とすること。

エ 指定訪問看護事業所への移行を想定したものではなく、サービス提供の充実化を目的としたものであること。

## 5 補助対象経費

### (1) 基準日

ア 大規模化：増員する看護職員の採用日

イ サテライト型事業所設置：サテライト型事業所の開設日

### (2) 対象期間

ア 基準日から6か月以内、かつ、申請した年度に生じた経費を補助対象期間とする。

イ 経費の契約、納品及び支払いは、補助対象期間内に完了しなくてはならない。

### (3) 対象経費

|             | 科目                               | 補助対象経費  | 留意事項   |
|-------------|----------------------------------|---|--|
| 大規模化        | 需用費<br>備品購入費<br>旅費<br>役務費<br>委託費 | 消耗品代<br>机、椅子、パソコン、タブレット端末、医療機器、ユニフォーム等<br>研修旅費<br>募集にかかる郵便料金、広告料<br>職員のための研修費用  | ・増員した本体事業所の常勤看護職員の数量分を補助対象とする。   |
| サテライト型事業所設置 | 需用費<br>備品購入費<br>旅費<br>役務費<br>委託費 | 消耗品代<br>家具、電化製品、雑貨、車両等で性質及び形状を変ずることなく相当長期間（1年以上）にわたり使用できる物品の購入に要する経費。（備品設置に伴う工事請負費を含む。）<br>研修旅費<br>募集にかかる郵便料金、広告料<br>職員のための研修費用 | ・サテライト型事業所に設置する備品等を補助対象とする。<br>・3万円（税抜）以上のものは原則、備品と考える。なお、単価が10万円（税込）を超える物品は、実績報告時に写真の添付が必要。<br>・サテライト型事業所の設置にあたり職員募集を行う場合の経費及び採用した職員にかかる経費を補助対象とする。 |

## 6 物品等の発注にあたっての注意事項

以下の事項を厳守すること。

- (1) 同種の物品や同一事業者への分割発注は行わず、まとめて発注すること。
- (2) 予定金額（税込）が 100 万円以上の場合は、入札又は 2 者以上の「市内業者」から見積書を徴収し、最も安価な事業者と契約すること。

※「市内事業者」とは横浜市契約規則(昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号)第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体を指す。

- (3) 予定金額（税込）が 1,000 万円以上の場合は、5 者以上の指名競争入札又は 3 者以上の「市内事業者」から見積書を徴収し、最も安価な事業者と契約すること。

※複数の事業者から見積書を徴収する場合、内容の公平性を確認するため、必ず品番等内容を統一させること。

※複数の事業者から見積書を徴収した結果、見積金額が同額であった場合は、くじ等の公平性を確保する方法で契約先の相手方を決定すること。

※予定金額（税込）が 100 万円以上でも、1 つの事業者からしか購入できない特殊な物品の場合や市内業者での取り扱いがない場合は、「理由書」を添付すれば 1 者のみの見積もりや市外業者の見積りでも可能な場合がある。事前に当課担当者へ相談すること。

（「市内業者よりも市外の業者の方が安い」と等の理由は認められない。）

- (4) その他、運営法人の経理規程に則り、適正な手続きを行うこと。

### 附則

この要領は、令和 8 年 4 月 3 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日に遡及して適用する。